記入上の注意

- 【(早期給付申請・一般申請)について、当てはまる方に○をつけてください。】
- 【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。
 - イ 現在通っている学校の在学期間について記入してください。休学許可を受けている場合は、その期間についても記入してください(基準日現在、当該年度の全ての期間において休学許可を受けている場合は支給対象外)。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
 - ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校 (第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類す る課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- 【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。
 - イ 15歳(中学生は除く。)以上23歳未満の扶養者については,扶養を確認できる書類 (健康保険証等の写し等)を添付してください。
- 【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。
 - イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次 の①~⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項,第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により 親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと された未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
 - ロ (1)に該当する場合は、7月1日(早期給付の場合は4月1日)現在の生業扶助 (高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出してください。
 - ハ (2) ①は、高等学校等就学支援金の手続きのため、保護者全員分の非課税証明書等 を提出している場合のみが該当します。
 - ニ (2)③に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してくださ
 - 、。。(2)③の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
 - ホ (2)②又は④に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類(課税証明書・非課税証明書等)を添付してください。
 - へ (2)⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により 維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の所得に関する書類を添付 してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどう かについて確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。
 - (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、 地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
 - ト 家計急変世帯で申請後に年収見込額に変更があった場合、その旨申し出てください。

留音車項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し 又は修了したことがある場合には、奨学のための給付金の受給資格はありません。
- □ 奨学のための給付金の受給可能回数は、全日制高等学校等に通う場合は通算3回、定時制・通信制高等学校等に通う場合は通算4回、高等学校等専攻科に通う場合は2回 (高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)までです。これを超えての受給はできません。(早期給付分は除く)
- ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 二 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日 厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって,見学旅行 費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合に は,原則として補助対象外となります。
- ホ 奨学のための給付金の申請後に課税額の修正があった場合は、県内の学校に在学している方は学校に、県外の学校に在学している方は埼玉県総務部学事課に速やかに連絡してください。
- へ 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に 関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。